インターネットバンキング「投資信託」サービス ご利用ガイド(パソコン) ―簡易版―







解約できないファンドは表示

指定」の3つから選択が可能です。 投信口座情報を参考に入力してくだ 入力後、「次へ」ボタンをクリックしてく



「投資信託」→「ぐんぎん積立 投信のお取引」→「新規申込」 を選択してください。



投資信託に関するご注意が表示されます。内 容を確認し、承諾する場合は、「承諾する」の チェックボックスをチェックし、「次へ」ボタン

5.ぐんぎん積立投信の解約(積立契約の解除)

1 投資信託メニュー

「ぐんぎん積立投信のお取引」→「解約(契約の解除)」を選択してください。

2 投資信託解約(ご注意)

投資信託に関するご注意が表示されます。内容を確認し、承諾する場合 は、「承諾する」のチェックボックスをチェックし、「次へ」ボタンをクリックし てください。

3 積立投信解約(ファンド選択)



契約ファンド一覧より、解約するファンドを選び、「選 択」ボタンをクリックしてください。

4 積立投信解約(実行)

2.投資信託の購入 ⑦実行 を参考にしてください。

6.ぐんぎん積立投信の変更

1 投資信託メニュー



「ぐんぎん積立投信のお取引」
→「変更申込」を選択してく
ださい。

2 積立投信変更申込(ご注意)



投資信託に関するご注意が表示されます。内 容を確認し、承諾する場合は、「承諾する」の チェックボックスをチェックし、「次へ」ボタン をクリックしてください。

3 積立投信変更申込(ファンド選択)



契約ファンドー覧より、変更するファンドを選び、「選 択」ボタンをクリックしてください。

4 積立投信変更申込(目論見書確認)

3. 投資信託の購入 5 投資信託購入(目論見書確認)と同じ手順となり ます。

6 積立投信変更申込(変更入力)



6 積立投信変更申込(実行)

2.投資信託の購入 ⑦実行 を参考にしてください。

「電子交付サービス」ご利用ガイド

ステップ1 メニュー選択



インターネットバンキングにログイン後、メニューより「電子交付 サービス」を選択してください。 電子交付画面へ遷移するまで、少しお待ちください。 電子交付サービスは、①預金 ②投資信託 ③ローンの各種書類がイ ンターネット上で閲覧できるサービスです。



「一括で電子交付 交付方法の切り替え へ切り替え」ボタン 交付方法を一括で電子交付に切り替える場合は、「一括で電子交付へ切り替え」ポタンを押して 個別に切り替える、または、電子交付 をクリックすると、3 まで電子交付へ切り替え」 つの業務区分(預) XNの次の 切り扱え おもな対象商品 現在の交付状況 金·投資信託·ロー 重联区分 ン)をすべて電子交 普通預金、定期預金、財防預金、外貨預金など 書面交付 個別に見り目入 2262 取引報告書、運用報告書など 付に切り替えでき 100201 ローン 住宅ローン、信人ローン、カードローンなど 書面交付 ます。

個別に交付方法を変更する場合は、「個別に切り替え」ボタンをクリックして ください。

現在の交付状況が「書面交付」の場合は「電子交付」へ、「電子交付」の場合 は「書面交付」へ切り替えできます。切替の操作は1日1回のみ可能です。一 旦切り替えると翌日まで操作できません。

各種書類をインターネット上で電磁的に交付することを「電子交付」 といい、紙媒体を郵送により交付することを「書面交付」といいます。



	区分	
		定期預金
	預金	財産形成預
		大口定期預
		普通預金
		外貨定期
	投資信託	取引報告
		収益分配
		収益分配
		取引残高
		ご投資状
		特定口座
		償還金の
		運用報告
		定期·定額購
		「指定預金
		お取引店
		特定口座内

消費者口 教育ロ-

ついて

住宅ロ-

- できます。

について

- について
- 付されます。

業務



「電子交付サービス」について

1. インターネットバンキング「電子交付サービス」対象種類及び交付時期

●インターネットバンキングでは、投資信託のほか、預金、ローンの書類も電子交

●電子交付書類は、預金、投資信託、ローンの3つの業務区分に分け、業務区分 ごとに電子交付されます。個々の書類単位で電子交付することはできません。 対象書類、交付時期、閲覧可能期間については以下の通りです。

書類名	交付時期	閲覧可能 期間
定期預金満期のご案内	原則、満期日の翌営業日の翌日9時	
財産形成預金・社員口預金残高のお知らせ	原則、作成基準月の月初第2営業日の翌日	
大口定期預金・スーパー定期預金計算書	原則、満期日の翌営業日の翌日9時	1年間
普通預金利息元加のお知らせ	原則、2・8月の第3月曜日の前日9時	
外貨定期預金ご継続のお知らせ	原則、満期日の翌営業日の翌日9時	
取引報告書(※)	原則、約定日の翌営業日の翌日9時	
収益分配金のご案内	原則、決算日の翌営業日の翌日9時	
収益分配金再投資のご案内	原則、決算日の翌営業日の翌日9時	
取引残高報告書(※)	原則、1月・4月・7月・10月の第1営業日の翌日9時	
ご投資状況のお知らせ(※)	原則、1月・4月・7月・10月の第1営業日の翌日9時	
特定口座譲渡損益額のお知らせ	原則、約定日の翌営業日の翌日9時	5年問
償還金のご案内(※)	原則、償還日の翌営業日の翌日9時	り十间
運用報告書(※)	原則、決算日から2カ月程度	
定期・定額購入契約のご案内(登録・変更)	原則、手続き完了日の翌営業日の翌日9時	
「指定預金口座」ご確認のお願い	原則、手続き完了日の翌営業日の翌日9時	
お取引店・口座変更のお知らせ	原則、手続き完了日の翌営業日の翌日9時	
特定口座内保管上場株式等払出通知書	原則、手続き完了日の翌営業日の翌日9時	
ぐんぎんカードローンご利用明細	原則、14日の翌営業日の翌日9時	
ナイスサポートカードご利用明細	原則、14日の翌営業日の翌日9時	
住宅ローン返済予定表	原則、作成基準日の翌営業日の翌日9時	3年間
消費者ローン返済予定表	原則、作成基準日の翌営業日の翌日9時	
教育ローン返済予定表	原則、作成基準日の翌営業日の翌日9時	

2. 電子交付と書面交付(書類が郵送により交付される)との切替えに

●インターネットバンキングヘログイン後、「電子交付サービス」画面から切替が

●現在の交付状況が「電子交付」である場合、「個別に切り替え」をクリックす ると、「書面交付」へ切り替わります。

●18時までに切替の申込みを完了した場合は、翌日から切替となります。

● 切替(変更)方法は、ご利用ガイド(ステップ2)を参考にしてください。

3.閲覧可能期間について

書類の閲覧期間は業務区分ごとに異なります。電子交付された月から起算し、 閲覧期間経過月の末日まで、閲覧できます。

例えば、2月に電子交付された、閲覧期間1年の書類は、1年後の2月末まで、閲 覧できます。

4. 電子交付の通知について

書類が電子交付された旨の通知は、Eメールでお知らせいたします。なお、E メールのお知らせが不要な場合は、インターネットバンキングのメール設定か ら停止することができます。

また、投資信託の一部書類(※があるもの)は、電子交付された旨をインター ネットバンキングヘログイン直後の「お知らせ」欄へ通知します。

5.「投資信託電子交付サービス」から「電子交付サービス」への移行

3月16日9時より、「投資信託電子交付サービス」は、インターネットバンキング の「電子交付サービス」へ移行されます。